毛呂山・越生都市計画地区計画の変更(鳩山町決定)

毛呂山・越生都市計画鳩山ニュータウン地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日令和7年9月30日

名 称	鳩山ニュータウン地	○ 사고 하고	7741 午 9 月 30 日	
<u>和</u> 柳		○応告日日 、松ケ丘二丁目、松ケ丘三丁目、楓ケ丘一丁目、		
位置		丘一丁目、鳩ケ丘二丁目、鳩ケ丘四丁目の全部		
		ケ丘三丁目、鳩ケ丘五丁目の各一部	父(四) 五四 1 日、小歌/	
面 積	約 137. Oha			
地区計画	., .	の東部に位置し、民間の開発行為により形成され	た大相構か住宅団地で	
の目標		施設及び住宅が整備されており、これまで、建築		
V D TANK		ル設及の住宅が整備されており、これまで、産業 豊かで良好な住環境が保全されてきた地区である		
	建築協定から地区計画に移行することにより、現在の良好な街並みや住環境を維持するとともに、二次的な開発や施設等の建築も踏まえた適正な土地利用を図り、広い世代が安心し			
	ともに、二次的な開発や旭畝寺の建築も踏まえた適正な土地利用を図り、広い世代が女心し て生活できるまちづくりを目標とする。			
区域の整	土地利用の方針	地区の立地特性や上位計画を踏まえ、本地区	な次の1~の地区に区	
備、開発及		おしている。 分し、特性に応じた立地誘導を図る。	[在[人()] 在 [J()] [E] [E] [E] [E] [E] [E] [E] [E] [E] [E	
び保全に関		また、当地区は、ほぼ全域が県立比企丘陵自	外八国に合せいていて	
する方針				
, 3,,,,,		ことから、周辺の豊富な自然緑地との調和を図	19、併せて自然と郁巾	
		生活との調和を目指した土地利用を図る。		
		1 A地区(住宅地区) (初末機能就道区域内の第一種低層住民東田	地域を対布しよって	
		(都市機能誘導区域外の第一種低層住居専用	_ / - / - / - / - / - / - / - / - / - /	
		・戸建て・低層住宅が立地する地区として、良	対な仕塚児の保全や、	
		ゆとりある街並みの形成を図る。	5 . III / 1 . 5 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 .	
		・ゆとりある住宅地の魅力を維持しながら、広	い世代の人口流入も倪	
		野に入れた土地利用を図る。		
		2 B-1·B-2 地区(複合地区)		
		(都市機能誘導区域を中心とした地域を対象		
		・都市機能誘導区域を中心に、日常生活に必要	なサービス施設等を立	
		地誘導する。		
		・それぞれの立地適正に応じて、ゆとりある良		
		造するとともに、周辺と調和した良好な環境	の形成を図る。	
		3 C地区(公共・公益地区)		
		(第一種住居地域を対象とする。)		
		・福祉健康・多世代交流施設や公共スポーツ施		
		して、公共・公益機能を備えた市街地の形成	えを目指し、その機能に	
		応じた施設の立地誘導を図る。		
		4 D地区(商業地区)		
		(地区内の近隣商業地域を対象とする。)		
		・周辺地域の核となる商業・業務施設等が立地		
		性の高い魅力と賑わいを備えた商業・業務機	能や、公共・公益機能、	
		交流機能等の立地誘導を図る。		
		・地域の活性化を推進するとともに、周辺との	調和に配慮した有効的な	
	1d. 1=4.6 = 10.70	土地利用を図る。	-1) who has be a second of	
	地区施設の整備	開発事業により道路、公園等の公共施設の適		
	の方針	れた地区であるため、これらの機能が損なわれ	ないよう維持、保全を	
		図る。		
	建築物等の整備	建築物等の用途の制限、建築物の建蔽率の最	高限度、建築物の敷地面	
	の方針	積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の	高さの最高限度、建築物	
		の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は		
		めることにより、良好な居住環境の保全・形成		
	その他当該地区の	敷地内においては環境に応じた植樹を行うな	ど緑化に努め、街並みに	
	整備、開発及び保	配慮した良好な管理を行う。		
	全に関する方針			

				A 地区	B-1 地	B-2 地	C 地区	D 地区
		地区の		(住宅地区)	区区	区区	(公共・公益地	(商業地区)
		202.00	区分の名称				区)	
		区分			(複合	·地区)	Δ,	
		. ,	区分の面積	約 99. 9ha	約 27		約 6. 3ha	約 3. 0ha
		建築物等の	の用途の制限	次に掲げる建	次に掲げ	げる建	次に掲げる建	次に掲げる建
				築物は、建築し	築物は、	建築し	築物は、建築し	築物は、建築
				てはならない。	てはな	らない。	てはならない。	してはならな
				(1)畜舎	(1) 畜舎		(1)住宅	V Vo
						湯(業	(2)住宅で事務	(1)学校、図書
						て葬儀	所、店舗その	館その他こ
						うもの	他これらに	れらに類す
					に限		類する用途	るもの
					(3)遺体	P女直 エンバ	を兼ねるも の	(2)集会場 (業 として葬儀
						エンハ ング施	(3)共同住宅、	を行うもの
						の他の	寄宿舎、又は	に限る。)
						を保管	下宿	(3)遺体安置
						存、修	(4)集会場 (業	所、エンバ
					復す	るため	として葬儀	ーミング施
						設(病	を行うもの	設その他の
						施設に	に限る。)	遺体を保管
						するも	(5)遺体安置	や保存、修
						除く。)	所、エンバ	復するため
	建					也、埋葬 関する	ーミング施 設その他の	の施設(病 院の施設に
地	築					関する 第2条	遺体を保管	院の施設に 附属するも
区	建築物等					現に規	や保存、修	のを除く。)
整	寺に					る納骨	復するため	(4)墓地、埋葬
備	関す				堂		の施設(病	等に関する
計	する				(5)ペッ	・ト火葬	院の施設に	法律第2条
画	る事					の他こ	附属するも	第6項に規
	項					類する	のを除く。)	定する納骨
					もの		(6)墓地、埋葬	堂
							等に関する 法律第2条	(5)ペット火 葬場その他
							第6項に規	これに類す
							定する納骨	るもの
							堂	(6) 工場(政令
								(※1) で定
							場その他こ	めるものを
							れに類する	除く。)
							もの	(7)ボーリン
							(8)工場(政令	グ場、スケ
							(※1) で定	ート場、水
							めるものを 除と)	泳場その他
							除く。) (9)ボーリン	これらに類 する政令
							グ場、スケ	(※2)で定
							ート場、水	める運動施
							泳場その他	設
							これらに類	(8)ホテル又
							する政令	は旅館
							(※2) で定	(9)自動車教
							める運動施	習所 (10) また (2)
							設 (10)ホテル又	(10)政令 (※ 3) で定める
							(10) ホケルス は旅館	規模の畜舎
<u> </u>					l		1 4 川八は日	が没り田古

_					1
				(11)自動車教 習所 (12)政令(※ 3)で定める 規模の畜舎	(11) マ屋こり (11) ンん的 (12) 国 (13) 場 (14) 関 (15) は (1
			(※1) 建築基準法施行令		ナイトクラ ブその他こ れに類する 政令(※4) で定めるも の
			(※2) 建築基準法施行令 (※3) 建築基準法施行令 (※4) 建築基準法施行令	第 130 条の 7	
		建築物の建蔽率の最高 限度	(※2) 建築基準法第 53 🤌	60% (※2) 条第3項第2号に該当する 条第3項第2号に該当する 条第3項第2号に該当する	5建築物は70%
	建築物の敷地面積の最低限度	い。 (1)公衆便所、巡査派出所物の敷地として使用する(2)本地区計画決定時におている土地でこの規定をの他の権利に基づいの規定に適合していないの敷地として使用する場	る土地 らいて、現に建築物の敷地 に適合しないもの又は現 て建築物の敷地として使 いこととなる土地について 場合	この限りではな 益上必要な建築 として使用され に存する所有権 用するならばこ 、その全部を一	
		壁面の位置の制限	離は 1.2m以上、隣地境界	ずれかに該当する場合は 柱の中心線の長さの合計 類する用途のもので軒の 計が 5 ㎡以下のもの 物	上とする。 この限りではな が 3m以下であ 高さが 2.3m以
		建築物等の高さの最高 限度	_	15m 以下	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	は、原色を避け、埼玉県 号)に沿ったものとする する建物については、居	れに代わる柱、屋根及び 県景観条例(平成 19 年 7 る。ただし、D 地区内の店 周囲の景観との調和を著し れる比較的明るい色調と	月 10 日条例 46 舗等の用途に供 く損なわない範

	垣又はさくの構造の制 限	2 屋外広告物、看板その他これらに類するものは、自己の用に供するもので、刺激的な色彩又は装飾を避け、かつ過大とならない大きさ及び設置場所に留意し、周囲の景観との調和に配慮したものでなければならない。 敷地境界に垣又はさくを設ける場合は次に掲げるものとする。ただし、門柱等出入口及び駐車スペースに用いる部分は、除くものとする。 (1) 生垣 (2) 宅地地盤面からの高さが 0.4m以下の基礎部分 (コンクリートブロック、レンガ又は石積等)の上に透視可能なフェンス等を施したもの又は植栽を組み合わせたもので、宅地地盤面からの高さは 1.2m 以下のもの
- di	# 考	16 1. 2m // 1 v/ Uv/

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理 由

鳩山ニュータウン地区は、民間の開発によって道路・公園など都市基盤の整備が行われ、これまで、建築協定により良好な住環境が保全されてきました。

これらの効果を維持・保全し、より良い居住環境とするために、計画的にまちづくりを進めていく必要があることから、鳩山ニュータウン地区地区計画を決定するものです。